

農振農用地区域「用途区分変更」手続きの流れ

		4月上旬に 提出した場合
1	農用地利用計画変更申出書 提出 (事業計画者→市)	4月上旬
2	現地調査 (市)	4月上旬
3	関係部署への他法令確認 (市)	4月中旬 ~5月上旬
4	申出に対する回答(市→事業計画者)	5月中旬
	★農地転用申請可能 (事業計画者)	5月締切日

※提出は随時することができます。

※用途変更の手続きは、除外の手続きとタイミングを取る必要があるため、

以下のいずれかの期間において申出に対する回答をします。

4月～5月中旬、7月上旬～8月中旬、10月～11月中旬、1月～2月中旬

※上記の手続きの流れ・申出に対する回答の時期は、あくまで目安であり、内容により時期が前後することがあります。

※1haを超える場合は、除外・編入手続きと同様の手続きになります。

豊橋市役所 産業部農業企画課 農地管理グループ

電話(0532)51-2457・2470